

事業系ごみの減量と リサイクルの手引き

みんなでごみゼロ大作戦！

～未来へ紡ぐ安心とやさしさの郷 かすみがうら～



かすみがうらにゃ

ごみの現状と廃棄物の区分 p.1 ～ p.2

事業系ごみの代表例 p.3 ～ p.4

事業系ごみの処理方法 p.5 ～ p.6

廃棄物の減量化・資源化 p.7



かすみがうら市のごみの現状と廃棄物の区分

かすみがうら市のごみの現状

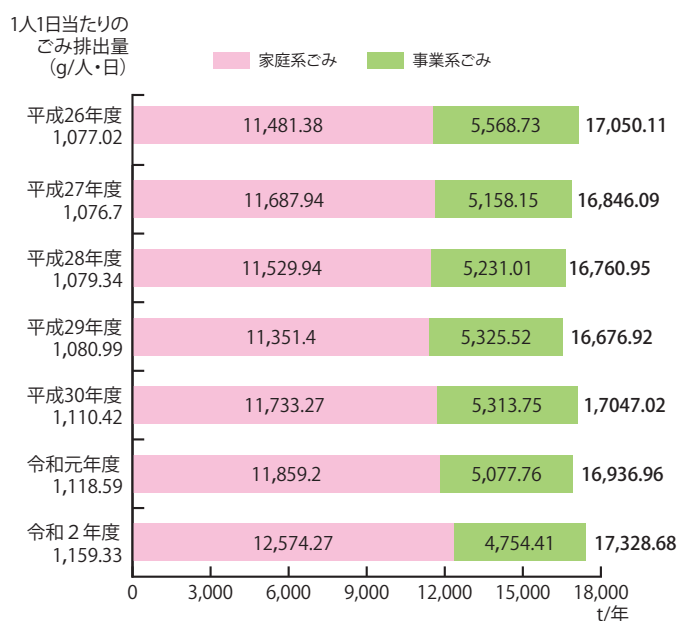
令和2年度における本市から排出されたごみ処理量は、約17,300トンであり、そのうち事業系ごみ処理量は、約4,750トンで、全体のごみ処理量の約27.5%を占めています。

近年における本市のごみ排出量は平成29年度までは減少傾向にあったもののその後増加傾向にあり、特に家庭系ごみが新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより増加しております。

事業系ごみについては、増減を繰り返しながら推移しており、平成26年度と令和2年度を比較すると814トン減少しております。事業系ごみは、景気の影響などに左右される傾向にありますが、ごみの中には資源化できる紙類なども多く含まれ、分別化することにより、まだまだ減量化することが出来ると考えられます。

また、1人1日あたりのごみ排出量については、平成26年度は1,077グラム、令和2年度については1,159グラムで、約82グラム増加しており、処理施設の延命化や管理費用の削減のためにも減量化が必要です。

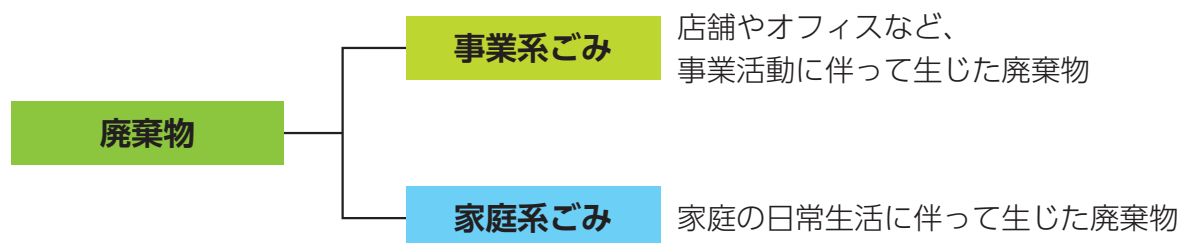
今後、家庭系、事業系ともに減量化させるため、発生段階での抑制や資源化率向上に取り組む必要があります。



事業系ごみと家庭系ごみの違い

事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系ごみ）と、家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（家庭系ごみ）では、ごみの種類が同じようであっても取り扱いが異なります。

家庭系ごみは市が収集しておりますが、事業系ごみは収集していませんので、事業系ごみとして適正処理が必要です。



【主な処理の流れ】

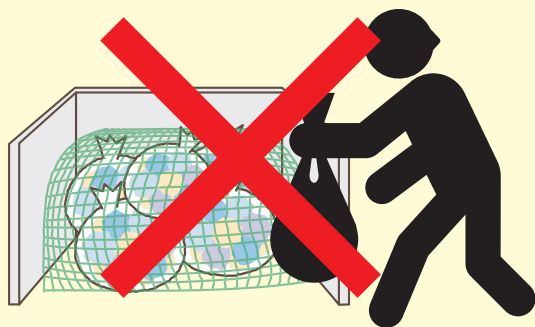


事業系ごみは自らの責任で処理しなければなりません！

事業活動に伴って生じたごみは自らの責任で適正に処理しなければなりません。
行政区等のごみ集積所は家庭から出たごみを出す場所となるので、事業系ごみを出すことはできません。

事業系ごみをごみ集積所に出すと**不法投棄**とみなされます。

また、住居と店舗が同じ建物でも、家庭系ごみと事業系ごみを分け、ごみ集積所には家庭系ごみだけを出してください。



二階：住居
家庭系ごみ

一階：店舗
事業系ごみ



法律で禁止されています！！

<違法焼却(野焼き)>

廃棄物を焼却することは、原則禁止されています。穴を掘っての焼却やドラム缶などでの焼却も認められていません。



<不法投棄>

廃棄物をみだりに捨てることは法律により禁止されています。



罰則（廃棄物処理法第 25 条及び第 32 条）

- ・ 個人の場合は5年以下の懲役、もしくは 1,000 万円以下の罰金、またはその両方。
- ・ 法人の場合は 3 億円以下の罰金。

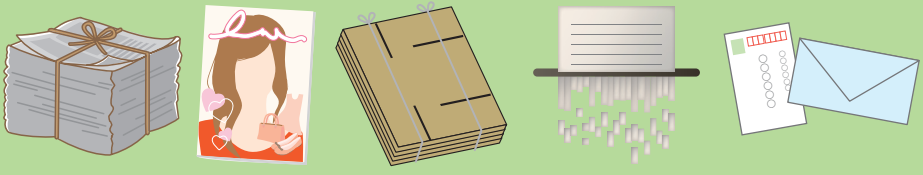
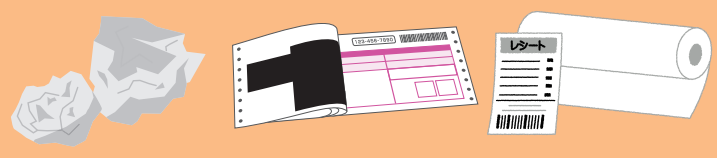
事業系ごみの代表例

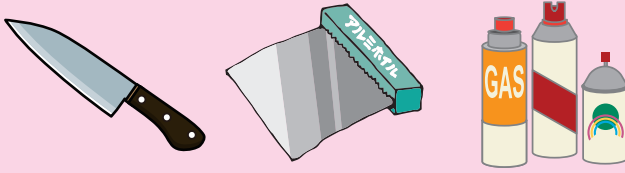
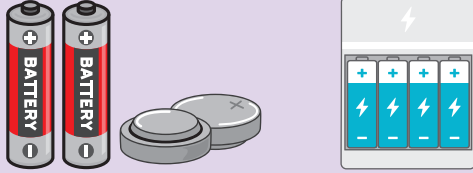
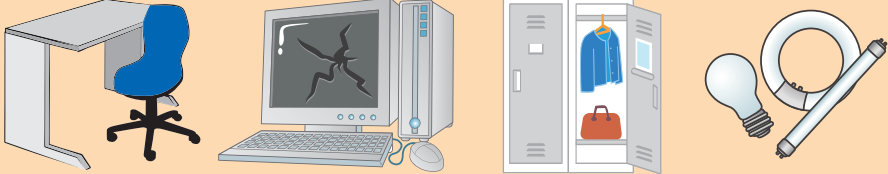
代表的なごみを掲載しましたので、きちんと分別ができているか、もう一度確認してみてください。

なお、以下の品目のうち、専ら再生利用の目的となる廃棄物（紙類、金属くず、缶・びん、古布）は専門に扱う廃棄物再生事業者もありますので、処分先をさがすときにはこれらの事業者もご検討ください。

産業廃棄物の種類については、6ページも参照ください。



事業系一般廃棄物	品目	代表的なごみ
	紙 類	 新聞 雑誌類 段ボール シュレッダー紙 封筒・ハガキ など
	生ごみ	 調理残さ 食べ残し・売れ残り など
		※食品製造業などの業種から発生する生ごみ（動植物性残さ）は産業廃棄物です。 ※食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。
	木くず	 せん定枝 木製品 など
		※建設業、木材製造業、木製製造業などの業種から発生するごみや、貨物の流通のためのパレット等は産業廃棄物です。
	古 布	 作業着 制服 など
		※建設業、繊維工場などの業種から発生する古布（繊維くず）は産業廃棄物です。
	再生できないごみ	 汚れた紙類 カーボン紙・感熱紙 など

品目	代表的なごみ	
プラスチック類		弁当・カップ麺の容器 レジ袋 発泡スチロール容器 など
缶・びん		飲料用の空き缶・びん 自動販売機で購入したものは、その飲料の納入業者に依頼してみましょう。
ペットボトル		
金属くず		刃物 アルミホイル スプレー缶 など
ガラス・陶磁器類		コップ 茶碗 植木鉢 など
廃油		食用油 エンジンオイル など
電池		乾電池 充電式電池 など
その他		事務机・椅子 パソコン ロッカー 蛍光灯 など

事業系ごみの処理方法

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の処理方法は次のとおりです。

事業系一般廃棄物について

事業者

①自ら処理施設に搬入する

②一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

①自ら処理施設に搬入する場合

事業者自ら霞台クリーンセンターみらいに搬入する場合、手数料が必要です。

料金 10kgにつき 200 円

処理施設のご案内

霞台厚生施設組合
霞台クリーンセンターみらい
小美玉市高崎 1824-2
電話 0299-26-0246
受付 月～土曜日 8:30～16:30



②一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合

業者に事業系一般廃棄物の収集・運搬を委託する場合は、収集運搬業の許可を受けた業者と契約しなければなりません。

産業廃棄物について

産業廃棄物は処理施設に持ち込むことはできません。下記により適正に処理を行って下さい。

事業者

①自ら産業廃棄物処分業者に搬入する

②産業廃棄物収集運搬許可業者に委託する

産業廃棄物処理業者に処理の委託をする場合、「廃棄物処理法」に基づく許可を受けている業者に委託してください。

なお、委託する場合には収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面で契約する必要があります。

◆業者を紹介してもらう場合

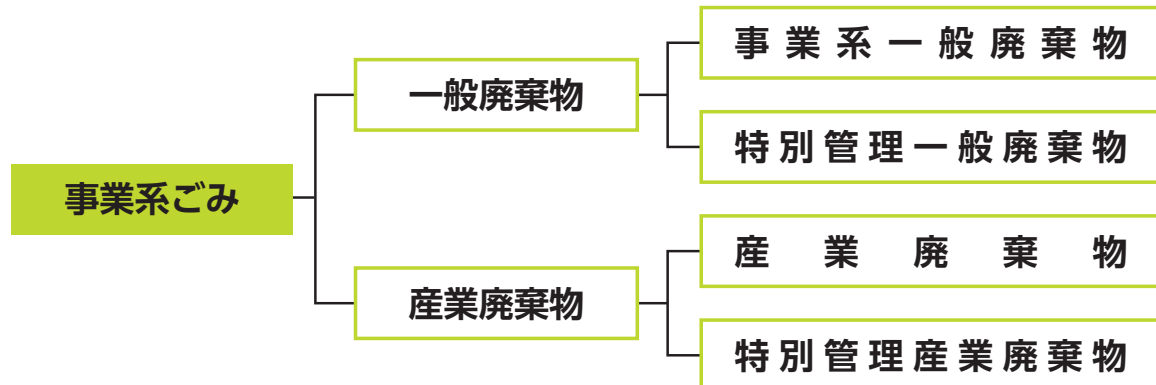
(一社) 茨城県産業資源循環協会

電話 029-301-7100

一般廃棄物と産業廃棄物の種類

事業系ごみは、大きく分けて「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、20種類の廃棄物」と定められ、事業系一般廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物で産業廃棄物以外のもの」と定義されています。なお、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは、「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」として定義されています。



【産業廃棄物の20種類】

	種 類	具 体 例
業種限定なし	① 燃え殻	石炭がら、コークス灰
	② 汚泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、建設廃泥水
	③ 廃油	廃潤滑油、廃エンジンオイル、廃動植物性油
	④ 廃酸	廃塩酸、廃硫酸、すべての酸性廃液
	⑤ 廃アルカリ	苛性ソーダ水溶液、すべてのアルカリ性廃液
	⑥ 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維、廃タイヤ、ペットボトル、合成皮革くず、廃発泡スチロール
	⑦ ゴムくず	天然ゴムくず
	⑧ 金属くず	空缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず
	⑨ ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	空瓶、レンガ製品くず、セメント製品くず（コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）
	⑩ 鉱さい	スラグ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
	⑪ がれき類	コンクリート破片等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
	⑫ ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの
業種限定あり	⑬ 紙くず	建設業、パイプ製造業、製紙業、製本業等
	⑭ 木くず	建設業、木材製造業、木製品製造業等 ただし、貨物の流通のために使用したパレット及び使用した梱包用木材等が業種に限らず産業廃棄物となる
	⑮ 繊維くず	建設業、繊維工業に係る天然繊維くず
	⑯ 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した固形状の不要物
	⑰ 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜等に係る固形状の不要物
	⑱ 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとりなどのふん尿
	⑲ 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとりなどの死体
⑳	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、いずれにも該当しないもの	

※業種限定とは、特定の業種から排出された場合のみ産業廃棄物に該当するもの

※建設業とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもののみを指す

廃棄物の減量化・資源化

廃棄物の減量化・資源化を行うことはメリットがたくさんあります。

代表的なメリット

①処理コストの削減

減量化・資源化を進めることでごみの量が減ると、ごみ処理に係るコスト削減になります。

特に資源化可能なものは買い取ってくれる場合もあり、分別を徹底することで大幅なコスト削減につながる可能性があります。

②企業のイメージアップ

地球環境問題に関心が高まっており、会社全体でごみの減量化や資源化を推進することは、企業のイメージアップにつながります。

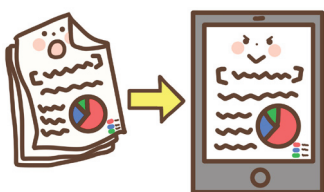


紙類の減量化・資源化

ポイント① まずは減量化！

電子媒体等によるペーパーレス化

プレゼンテーションソフト等を活用し、紙の資料を減らしましょう。



裏紙の使用

片面印刷された使用済OA用紙などは、メモ用紙として再利用しましょう。



両面印刷や2in1印刷の励行

1枚の用紙に複数ページを印刷するなどし、使用枚数を減らしましょう。



書類の一元化

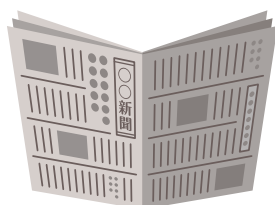
連絡文書などは回覧や掲示にすることで作成部数を削減しましょう。



ポイント② 分別を徹底しましょう！

使い終わった紙類は、種類ごとに分別しましょう。排出する際にあらかじめ分別するとカンタンです！

新聞



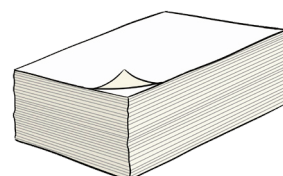
雑誌



段ボール



OA用紙



問い合わせ先

かすみがうら市市民部環境保全課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田562

TEL 029-897-1111 FAX 029-897-1243



かすみがうら市
公式ホームページ



令和4年3月版